

高齢者にやさしい事業所ステッカーの交付手続

平成25年4月22日適用
和泉市生きがい健康部
高齢介護室

1 趣旨

市民に認知症サポーターの存在や活動を普及啓発し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進するために、認知症サポーター養成講座を受講した和泉市内の事業所等に「高齢者にやさしい事業所（認知症サポーターのいる事業所）」ステッカーを交付します。

2 交付対象

和泉市内の事業所等

（企業、団体（商工会、同業者組合、金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業者、薬局、理・美容院等）、介護サービス事業所、病院、公共サービス関連（郵便局、警察、消防等）、公共交通機関等）です。

3 交付方法

認知症サポーター養成講座を受講した団体で、ステッカー交付を希望するときに「高齢者にやさしい事業所ステッカー交付申込書」を高齢介護室へ提出し、ステッカーの交付を受けて下さい。1事業所につき原則最高3枚まで交付します。

4 交付の基準

団体に所属する職員の概ね1割以上の方または組織の長等が受講し、本活動の趣旨に賛同する事業所等へ交付します。

5 費用

ステッカー及びステッカーの発送にかかる費用は市が負担します。

6 ホームページの掲載

交付を受けた団体は、市のホームページに「高齢者にやさしい事業所（認知症サポーターのいる団体）」として掲載します。

7 ステッカーの仕様

たて 28cm よこ 19cm



8 その他約束事項

交付申込内容に変更があった場合や取り組みの継続意思を失ったときは、速やかにその旨を連絡してください。